

〔沿革〕 平成24年 9月 例規（交指）第43号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、交通関係法令違反事件の処理に関する様式の制定について（平成12年例規（交指）第38号）は、廃止する。

記

別添

交通関係法令違反事件処理要領

第1 趣旨

この要領は、交通関係法令違反事件の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交通関係法令違反事件簿等の作成

- 1 署の交通課長、交通部交通機動隊隊長補佐及び交通部高速道路交通警察隊隊長補佐（以下「署交通課長等」という。）は、交通法令違反事件を適正に処理するため、交通関係法令違反事件簿（別記第1号様式。以下「事件簿」という。）により、指揮事項等の捜査経過を明らかにするものとする。
- 2 署交通課長等は、事件簿を管理するため、交通関係法令違反事件等下命・処理確認簿（別記第2号様式。以下「確認簿」という。）により、捜査状況の経過を明らかにするものとする。
- 3 署交通課長等は、指名した職員に事件簿及び確認簿（以下「事件簿等」という。）を作成させることができるものとする。

第3 適用事件

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通関係法令の違反事件について適用するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 犯罪事件処理簿により処理する事件
- 2 道路交通法違反迅速処理のための共用書式の実施について（平成16年例規（交指）第10号）の適用を受ける事件で次に掲げるものを除いた事件
 - (1) 基本書式を適用すべき事件
 - (2) 公判請求となった事件
 - (3) 三者処理未出頭事件で、被疑者が最初の出頭予定日から3か月以上経過しても出頭していない事件
 - (4) 再捜査等が必要であるとして、交通部運転免許本部執行課等から返送された事件
 - (5) その他、事件簿等を作成して捜査経過を明らかにする必要があると認められる事件
- 3 法第126条の規定による告知をした事件で次に掲げるものを除いた事件
 - (1) 否認（受領拒否）事件等で、交通反則通告制度の適用を受けない事件
 - (2) その他、事件簿等を作成して捜査経過を明らかにする必要があると認められる事件

第4 捜査管理

署交通課長等は、毎月1回以上、事件簿と確認簿との照合確認を実施し、捜査状況の把握と適切な指揮を行うものとする。

以下別記様式省略